

令和3年9月14日

保護者の皆様へ

尼崎市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る出欠の取扱いについて

保護者の皆様におかれましては、平素より本市の教育活動にご理解とご協力をいただき、厚く感謝申し上げます。

さて、昨今の新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、以下の場合には出席停止といたしますので、登校園を控え、感染拡大防止にご協力いただきますようお願いいたします。

- 1 園児児童生徒の感染が判明した場合
- 2 園児児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合（※特定されるおそれがある場合を含む）
- 3 園児児童生徒が検査（PCR検査・抗原検査等）を受ける場合
- 4 園児児童生徒に発熱等の風邪症状がみられる場合
- 5 同居者が次のような理由で検査（PCR検査・抗原検査等）を受ける場合
 - (1) 濃厚接触者に特定されたため
 - (2) 保健所または医師の指示を受けたため
 - (3) 発熱等の風邪症状がみられたため

※「職場等の方針による検査」「入院・手術に伴う検査」等は、原則、自宅待機を不要とします。

- 6 【追加】同居者に発熱等の風邪症状がみられる場合（※市立高等学校については現行の取扱いを継続します。）

※上記4、5、6について、園児児童生徒の登校園後に把握した場合は、その時点で下校することとします。

- 7 医療的ケアを必要とする園児児童生徒や基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い園児児童生徒について、登校園すべきでないと判断された場合
- 8 感染不安で休ませたいと相談があり、合理的な理由があると校園長が判断する場合
- 9 児童生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合
- 10 ワクチン接種後、発熱等の風邪症状がみられる場合
- 11 発熱等の風邪症状以外の症状で、ワクチン接種の副反応と考えられる場合

以上

(保健体育課)